

## ○あきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 24 日

通達第 24 号

あきる野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成 7 年あきる野市通達第 14 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園若しくは幼稚園類似の幼児施設(特定教育・保育施設に該当するものを除く。以下「私立幼稚園等」という。)に在籍する幼児の保護者又は私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者(以下「支給認定保護者」という。)に対して補助金を交付するに当たり、あきる野市補助金等交付規則(平成 7 年あきる野市規則第 29 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める私立の幼稚園をいう。
- (2) 特別支援学校幼稚部 学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。
- (3) 幼稚園類似の幼児施設 東京都知事が認定する施設又は別表第 1 の基準におおむね該当する幼稚園類似の幼児施設で市長が特に必要と認めるものをいう。
- (4) 幼児 毎年度 4 月 1 日現在の 3 歳児(当該年度の途中で満 3 歳に達する者を含む。以下同じ。)、4 歳児及び 5 歳児をいう。
- (5) 保育所 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- (6) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)に定める施設をいう。
- (7) 幼稚園等 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、認定こども園又は情緒障害児短期治療施設通所部をいう(児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用を含む。)
- (8) 私立の特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 27 条に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (9) 情緒障害児短期治療施設通所部 児童福祉法第 43 条の 2 に定める情緒障害児短期治療施設のうち、通所により情緒障害を治すこと等を目的とした施設をいう。
- (10) 小学校就学前子ども 支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもとして支援法第 20 条第 4 項に定める認定を受けた幼児(以下「1 号認定子ども」という。)をいう。ただし、支援法第 28 条第 1 項の定めにより特例施設型給付費を支給される場合には、これらの者を含む(1 号認定子どもに適用される利用者負担額が適用される場合に限る。)
- (11) 利用者負担額 支援法第 27 条第 3 項第 2 号又は第 28 条第 2 項各号に掲げる額をいう。
- (12) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 13 条第 3 項に定める額をいう。
- (13) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に保育料又は利用者負担額を納入する義務を負っている者をいう。
- (14) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のアからキまでのいずれかに該当する世帯
  - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)の規定による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
  - イ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - ウ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
  - オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
  - カ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)
  - キ 市長が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (15) 児童発達支援 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める支援をいう。
- (16) 医療型児童発達支援 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に定める支援をいう。
- (17) 特例保育 支援法第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育をいう。
- (18) 家庭的保育事業等 児童福祉法第 24 条第 2 項に定める家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)をいう。

(補助金の名称)

第3条 補助金の名称は、あきる野市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「就園奨励費補助金」という。）及びあきる野市私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金（以下「園児保護者負担軽減費補助金」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 就園奨励費補助金 市内に住所を有し、私立幼稚園に在園する幼児の保護者
- (2) 園児保護者負担軽減費補助金 市内に住所を有し、次のア又はイのいずれかに該当する者。ただし、保護者が他の地方公共団体から同種の補助金の交付を受けている期間は、補助対象者としない。  
ア 私立幼稚園等に在籍する幼児（学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等又は私立の特定教育・保育施設に通園している場合には、これらの者を含む。）の保護者で、保育料及びその他の納付金を納入したもの  
イ あきる野市が認定した支給認定保護者で、利用者負担額及び特定負担額を納入したもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 就園奨励費補助金 別表第2に定める補助限度額の範囲内の額。ただし、次に掲げる場合は、別表第3に定める補助限度額の範囲内の額とする。  
ア 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割額の合計額とする。以下同じ。）が77,101円以上となる世帯で、保護者と同一の世帯に属し、生計を一にする小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいるとき。  
イ 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,100円以下となる世帯で、保護者と生計を一にする小学校1年生以上の兄又は姉がいるとき。
  - (2) 園児保護者負担軽減費補助金 園児1人につき別表第4に定める補助金額。ただし、幼稚園類似の幼児施設のうち、東京都知事が認定していない施設で市長が特に必要と認めるものは、別表第4の世帯区分5の補助金額とする。
- 2 前項の区市町村民税の所得割額は、婚姻によらないでひとり親となった者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものが、児童扶養手当を受給しているときは、寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして一般の寡婦（夫）又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除額に加えて算出した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、あきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員の区市町村民税の額を証明する書類。ただし、公簿により市民税の課税状況を確認できる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の提出を要しない。
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年度9月15日までに行わなければならない。ただし、9月15日を過ぎてから入園し、又は他の区市町村から転入し、入園した場合は、当該年度内において速やかに申請しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、交付することと決定したときはあきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときはあきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた保護者は、速やかにあきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

(交付請求の委任)

第9条 補助金の交付を受けようとする保護者は、交付請求に関する事務を市長が指定する者に委任することができる。この場合において、保護者は、補助金の交付申請を行うときに、委任状を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、第8条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金に関する報告等)

第11条 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者に対し報告を求め、又

は調査することができる。

(決定の取消し)

第12条 市長は、保護者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、通達の日から施行し、改正後のあきる野市私立幼稚園等園児保護者に対する補助金交付要綱の規定は、平成28年度の補助金から適用する。

(あきる野市私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付要綱の廃止)

2 あきる野市私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付要綱(平成7年あきる野市通達第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前に前項の規定による廃止前のあきる野市私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

幼稚園類似の幼児施設の基準

1 施設の設置目的

幼稚園教育を行うことを目的として設置された施設であること。

2 公開性の原則

入園児について、企業内雇用者又は公社・公団等の団地住民の幼児のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。

3 教育内容

幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)に規定する健康、人間関係、環境、言葉及び表現の5領域を教育内容としている施設であること。

4 入園資格

満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者とする。

5 1学級の幼児数

1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

6 学級の編制

学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

7 教諭

施設の長のほか、学級ごとに少なくとも、専任の教諭(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める幼稚園教諭免許状を所有する者)1人を置かななければならない。

8 教育週数

毎学年の教育週数は、特別な事情がある場合を除き、39週を下回らないことを原則とする。

9 教育時間

教育時間は、1日4時間を標準とする。

10 施設及び設備

(1) 施設及び設備に関し、少なくとも次に掲げるものを備えていること。

ア 保育室

イ 便所

ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。

11 園則

少なくとも次に掲げる事項を記載した園則を設けていること。

(1) 修業年限、学年、学期及び教育を行わない日に関する事項

(2) 教育課程及び教育週数に関する事項

(3) 収容定員及び教職員組織に関する事項

(4) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

(5) 入園料、保育料その他の費用徴収に関する事項

## 別表第2（第5条関係）

（単位：円）

世帯区分	補助対象経費	補助限度額（年額）		
		（1） 1人だけ就園している場合の園児及び同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の最年長園児	（2） 同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の次年長園児	（3） 同一世帯から3人以上幼稚園等に就園している場合の（1）及び（2）以外の園児
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料	308,000	308,000	308,000
2 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯		272,000 (308,000)	290,000 (308,000)	308,000
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,100円以下となる世帯		115,200 (217,000)	211,000 (308,000)	308,000
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が211,200円以下となる世帯		62,200	185,000	308,000
5 上記世帯区分以外の世帯		—	154,000	308,000

## 備考

- 1 世帯区分が2又は3に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助限度額（年額）の（1）及び（2）の額は、この表の括弧内の額とする。
- 2 他の地方公共団体から同種の補助金の交付を受けることができる場合は、その額を除いた額を補助限度額（年額）とする。
- 3 備考2に該当する場合以外で園児が私立幼稚園を年度途中で入園又は退園をする場合における補助限度額（年額）は、この表の額×（保育料の支払月数+3）÷15により算定して得た額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

別表第3（第5条関係）

（単位：円）

世帯区分	補助対象経費	補助限度額（年額）	
		(1) 小学校1年生から3年生まで（世帯区分が1から3までに該当する世帯にあつては、小学校1年生以上）の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長園児	(2) 小学校1年生から3年生まで（世帯区分が1から3までに該当する世帯にあつては、小学校1年生以上）の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の（1）以外の園児及び小学校1年生から3年生まで（世帯区分が1から3までに該当する世帯にあつては、小学校1年生以上）に兄又は姉を2人以上有している園児
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料及び保育料	308,000	308,000
2 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯		290,000 (308,000)	308,000
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,100円以下となる世帯		211,000 (308,000)	308,000
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が211,200円以下となる世帯		185,000	308,000
5 上記世帯区分以外の世帯		154,000	308,000

## 備考

- この表において小学校1年生から3年生までとは、就学免除等により小学校に就学していない場合等であっても、小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である兄又は姉を有する園児については、小学校1年生から3年生までに兄又は姉を有する園児とみなす。なお、小学校1年生から3年生までに就学している場合であっても、当該就学年齢を超えて就学している兄又は姉を有する園児については、小学校1年生から3年生までに兄又は姉を有する園児から除く。
- 世帯区分が2又は3に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助限度額（年額）の（1）の額は、この表の括弧内の額とする。
- 他の地方公共団体から同種の補助金の交付を受けることができる場合は、その額を除いた額を補助限度額（年額）とする。
- 備考3に該当する場合以外で園児が私立幼稚園を年度途中で入園又は退園をする場合における補助限度額（年額）は、この表の額×（保育料の支払月数+3）÷15により算定して得た額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

別表第4（第5条関係）

（単位：円）

世帯区分	補助金額（月額）	
	(1) 1人在籍の場合及び同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児	(2) 次のいずれかに該当する幼児 ア 幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む。）又は認定こども園に在籍する兄又は姉を有する幼児 イ 小学校1年生から3年生まで（世帯区分が1又は2に該当する世帯にあつては、小学校1年生以上）の兄又は姉を有する幼児（小学校就学前子どもについては、支援法第19条第1項第1号に該当する者に限る。） ウ 情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄又は姉を有する幼児 エ 特例保育を受ける就学前児童の兄又は姉を有する幼児 オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄又は姉を有する幼児
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税の世帯	9,600	9,600
2 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が77,100円以下となる世帯	7,900 (9,600)	9,600
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が211,200円以下となる世帯	6,900	9,000
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が256,300円以下となる世帯	5,800	8,400
5 上記世帯区分以外の世帯及び第5条第1項第2号ただし書に規定する施設に幼児が在籍する世帯	3,400	3,400

備考 世帯区分が2に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助金額（月額）の（1）の額は、この表の括弧内の額とする。